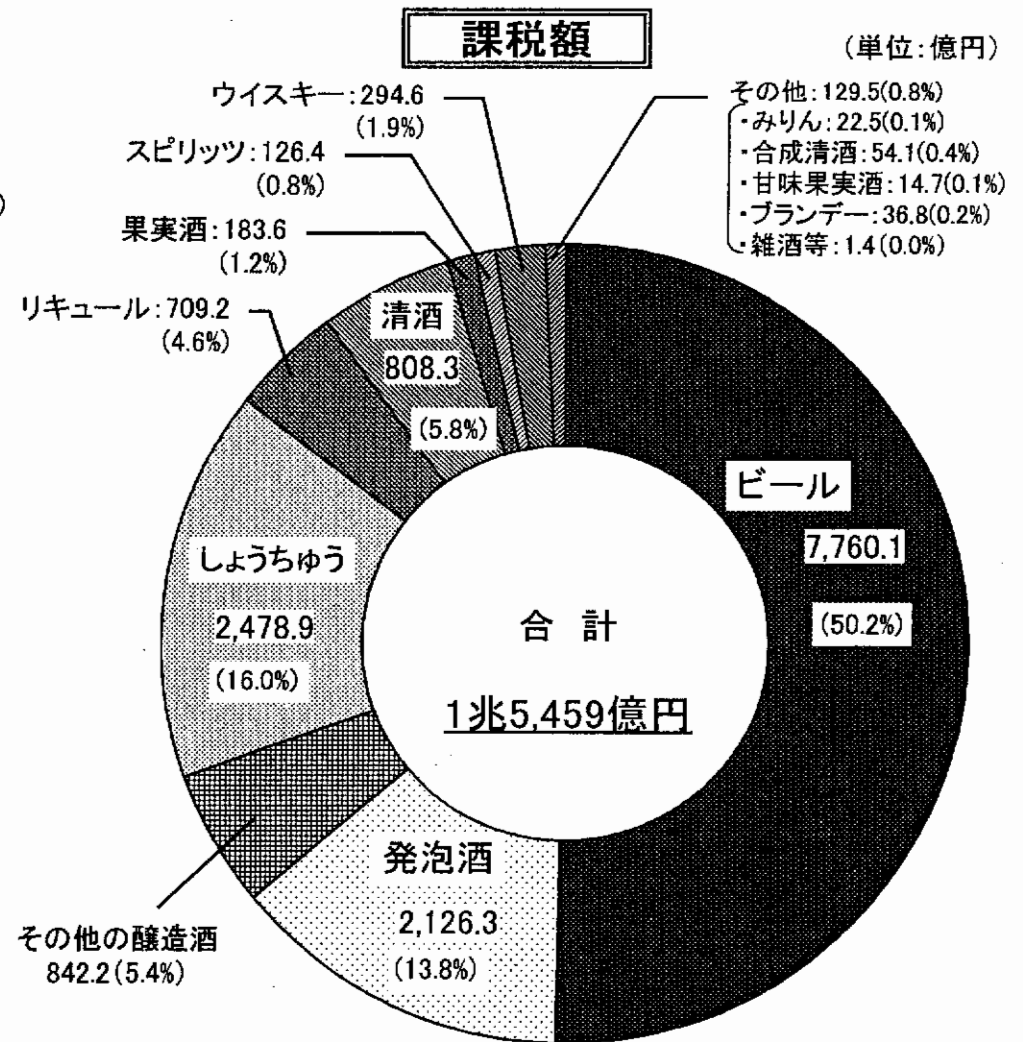
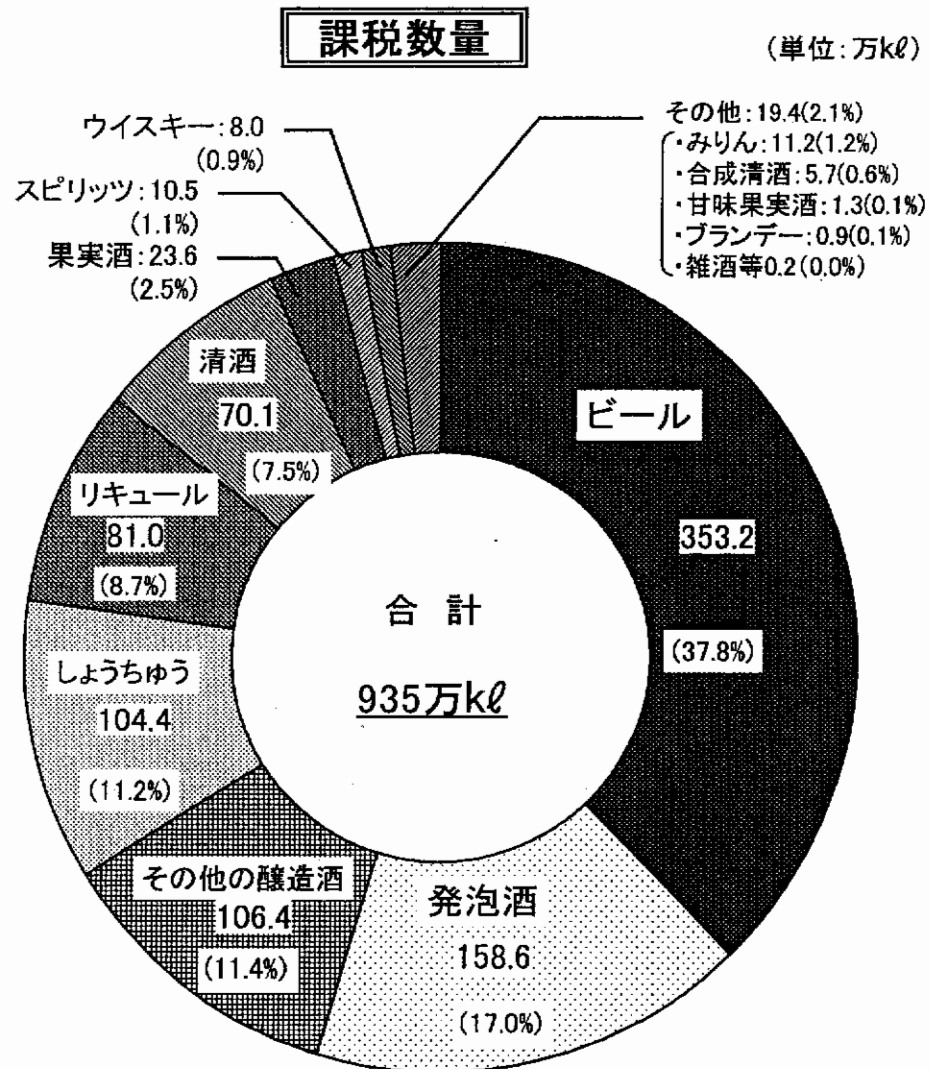


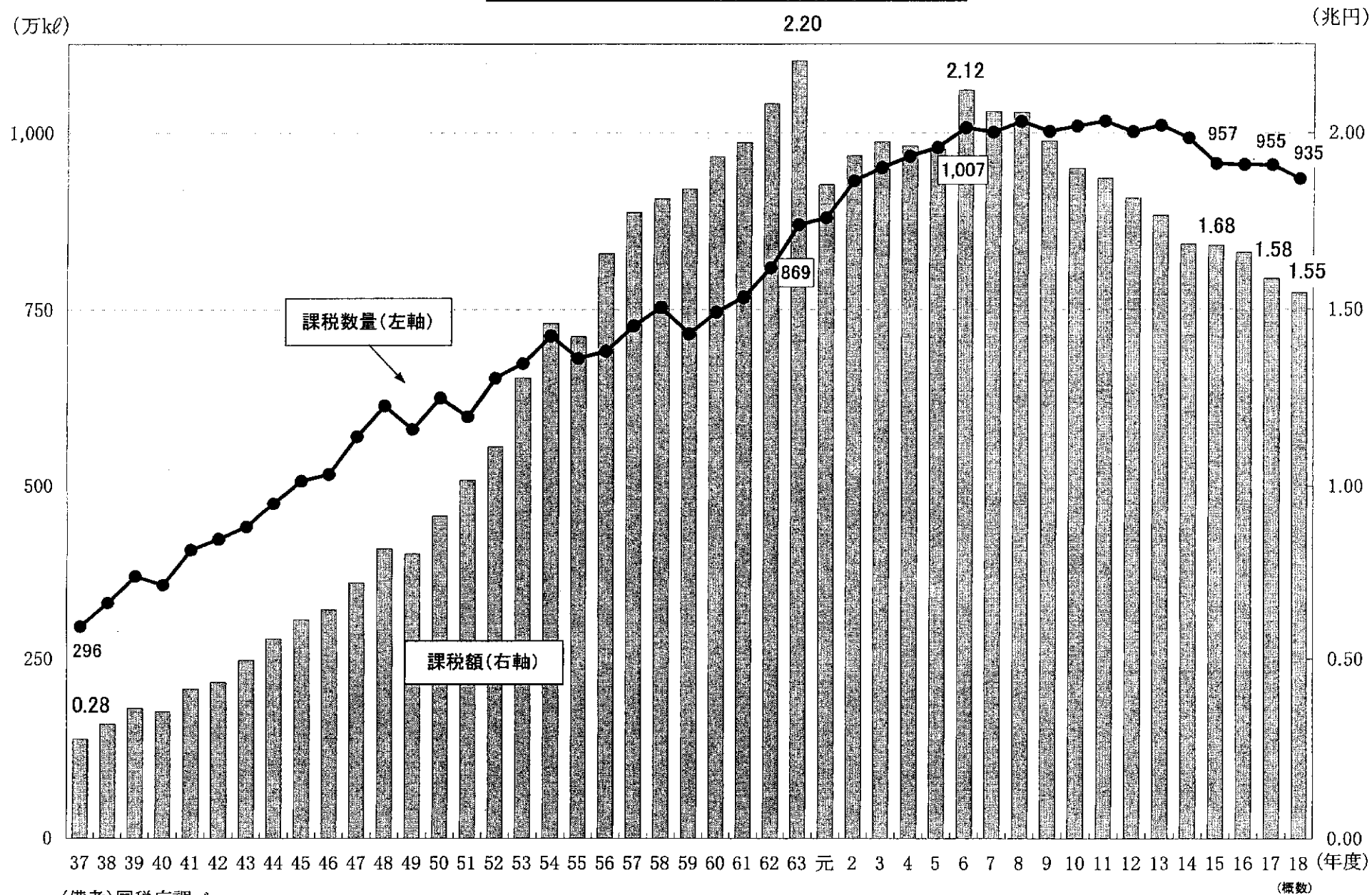
3. 酒税関係

酒税の課税実績(平成18年度)(概数)



(備考) 1. 国税庁調べ。
2. ()内は構成比。

酒類の課税数量と課税額の推移



酒 税 の 税 率

区 分	税 率 (1ℓ当たり)	アルコール分 1度当たりの加算額
発 泡 性 酒 類	220,000円	—
発泡酒（麦芽比率25～50%未満）	178,125円	—
〃 （麦芽比率25%未満）	134,250円	—
その他の発泡性酒類 (ホップ等を原料としたもの（一定のものを除く。）を除く。)	80,000円	—
醸 造 酒 類	140,000円	—
清 酒	120,000円	—
果 実 酒	80,000円	—
蒸 留 酒 類	(アルコール分21度未満) 200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	(アルコール分38度未満) 370,000円	(アルコール分38度以上) 10,000円
混 成 酒 類	(アルコール分21度未満) 220,000円	(アルコール分21度以上) 11,000円
合 成 清 酒	100,000円	—
みりん・雑酒（みりん類似）	20,000円	—
甘味果実酒・リキュール	(アルコール分13度未満) 120,000円	(アルコール分13度以上) 10,000円
粉 末 酒	390,000円	—

- (備考) 1. 発泡性酒類・・・ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分10度未満で発泡性を有するもの）
2. 醸造酒類・・・清酒、果実酒、その他の醸造酒（その他の発泡性酒類を除く。）
3. 蒸留酒類・・・連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ（その他の発泡性酒類を除く。）
4. 混成酒類・・・合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒（その他の発泡性酒類を除く。）

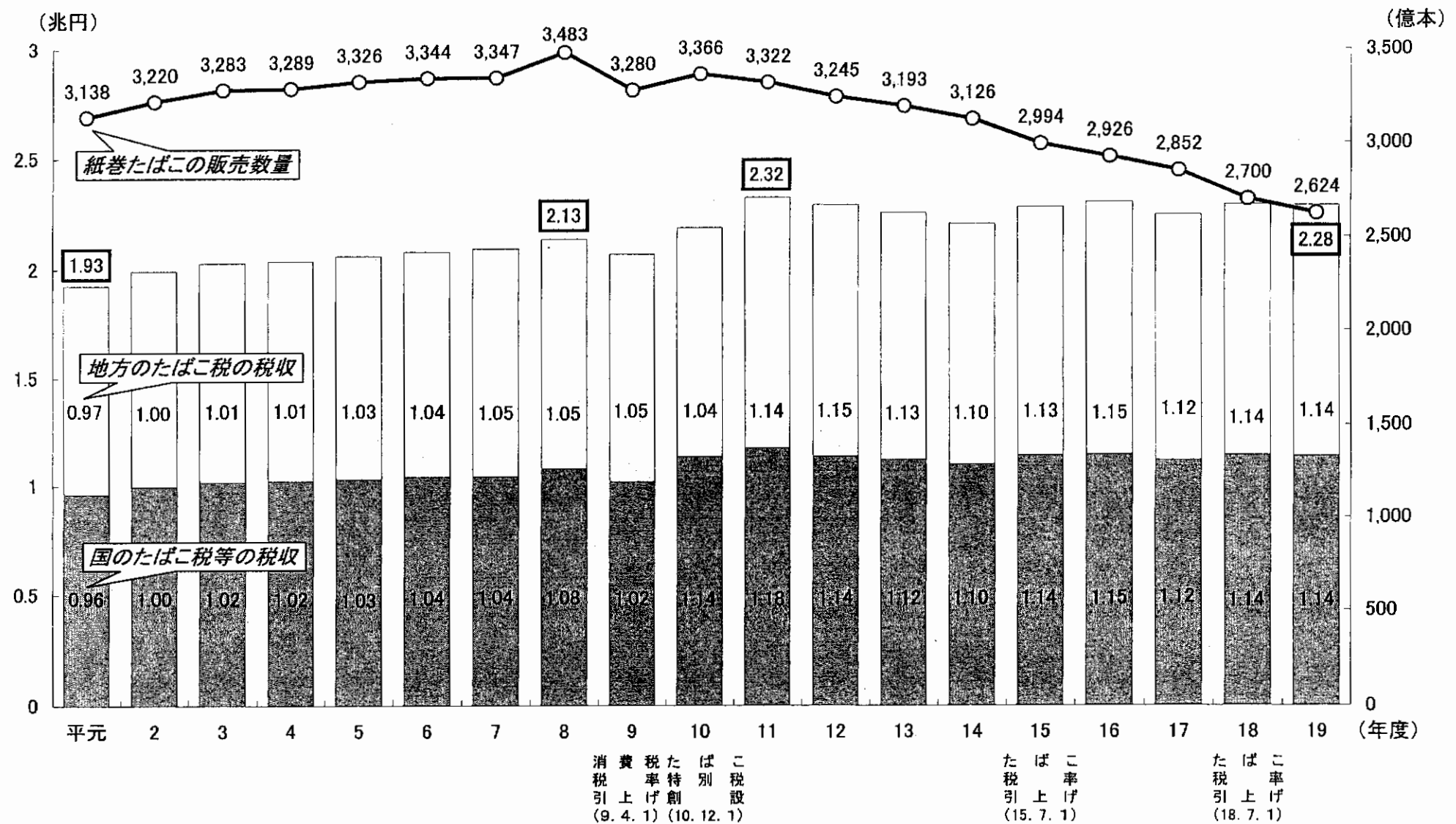
4. たばこ税関係

たばこ税等の税率及び税収

区 分 種 類	国のたばこ税	地方のたばこ税			小 計	たばこ特別税	合 計
		道府県	市町村	計			
	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
紙 巻 た ば こ	3,552	1,074	3,298	4,372	7,924	820	8,744
パ イ プ た ば こ							
葉 巻 た ば こ							
刻 み た ば こ かみ用及びかき用の製造たばこ							
旧3級品の紙巻たばこ	1,686	511	1,564	2,075	3,761	389	4,150
平成19年度予算・ 地方財政計画額	(億円) 9,260	(億円) 2,807	(億円) 8,618	(億円) 11,425	(億円) (20,685)	(億円) 2,138	(億円) (22,823)

- (注) 1. たばこ特別税は平成10年12月1日から実施。国及び地方のたばこ税の税率は平成18年7月1日から適用。
2. 国のたばこ税収(9,260億円)のうち、25%は地方交付税として地方に配分される。
3. パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかき用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。
4. 旧3級品の紙巻たばことは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄の紙巻たばこをいう。

たばこ税等の税收と紙巻たばこの販売数量の推移



- (備考) 1. 国のたばこ税等の税收は平成18年度までは決算額、平成19年度は予算額である。
 2. 地方のたばこ税の税收は平成17年度までは決算額、平成18年度は決算見込額、平成19年度は地方財政計画額である。
 3. 紙巻たばこの販売数量は、日本たばこ協会調べによる。なお、平成19年度は予算額に係る課税見込数量である。